

令和7年2月4日
スポーツ推進部
スポーツ施設課

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
10月	料金改定

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立総合運動場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年 3月30日条例第20号</p> <p>改正</p> <p>昭和42年 3月25日条例第13号 昭和42年 7月 1日条例第31号 昭和42年 9月20日条例第42号 昭和44年 3月26日条例第13号 昭和45年 3月27日条例第11号 昭和46年 3月10日条例第 4号 昭和48年 3月31日条例第 4号 昭和51年 3月22日条例第23号 昭和52年 6月24日条例第23号 昭和54年 3月23日条例第23号 昭和56年12月 1日条例第58号 昭和58年 3月29日条例第16号 昭和61年 3月29日条例第26号 平成 2年 3月14日条例第25号 平成 7年 3月15日条例第27号 平成 9年 3月12日条例第36号 平成11年 3月11日条例第21号 平成13年 3月13日条例第42号 平成15年 3月13日条例第35号 平成16年 3月12日条例第27号 平成17年 6月21日条例第43号 平成18年 3月14日条例第47号 平成18年10月 3日条例第69号</p>	<p>○世田谷区立総合運動場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年 3月30日条例第20号</p> <p>改正</p> <p>昭和42年 3月25日条例第13号 昭和42年 7月 1日条例第31号 昭和42年 9月20日条例第42号 昭和44年 3月26日条例第13号 昭和45年 3月27日条例第11号 昭和46年 3月10日条例第 4号 昭和48年 3月31日条例第 4号 昭和51年 3月22日条例第23号 昭和52年 6月24日条例第23号 昭和54年 3月23日条例第23号 昭和56年12月 1日条例第58号 昭和58年 3月29日条例第16号 昭和61年 3月29日条例第26号 平成 2年 3月14日条例第25号 平成 7年 3月15日条例第27号 平成 9年 3月12日条例第36号 平成11年 3月11日条例第21号 平成13年 3月13日条例第42号 平成15年 3月13日条例第35号 平成16年 3月12日条例第27号 平成17年 6月21日条例第43号 平成18年 3月14日条例第47号 平成18年10月 3日条例第69号</p>

改正後	改正前
<p>平成19年12月11日条例第72号 平成20年3月11日条例第2号 平成20年12月9日条例第68号 平成24年12月10日条例第65号 平成27年12月7日条例第63号 平成28年9月29日条例第43号 平成30年3月6日条例第20号 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p>	<p>平成19年12月11日条例第72号 平成20年3月11日条例第2号 平成20年12月9日条例第68号 平成24年12月10日条例第65号 平成27年12月7日条例第63号 平成28年9月29日条例第43号 平成30年3月6日条例第20号</p>
<p>世田谷区立総合運動場条例</p>	<p>世田谷区立総合運動場条例</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）の設置、管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）の設置、管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>
<p>第2条 総合運動場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第2条 総合運動場の名称及び位置は、別表1のとおりとする。</p>
<p>(休場日)</p>	<p>(休場日)</p>
<p>第3条 総合運動場の休場日は、規則で定める。</p>	<p>第3条 総合運動場の休場日は、規則で定める。</p>
<p>(運営)</p>	<p>(運営)</p>
<p>第4条 総合運動場は、体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するよう総合的に管理運営しなければならないものとする。</p>	<p>第4条 総合運動場は、体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するよう総合的に管理運営しなければならないものとする。</p>
<p>(使用することができる者の範囲)</p>	<p>(使用することができる者の範囲)</p>
<p>第5条 総合運動場の施設（駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表第2において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第13条の規定により総合運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条、第9条（第1項第5号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第5条 総合運動場の施設（駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表2において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第13条の規定により総合運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条、第9条（第1項第5号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。</p>

改正後				改正前			
区分	名称	種別	使用することができる者	区分	名称	種別	使用することができる者
団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館（主競技場、第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアール場、体育室及び会議室兼軽運動室）洋弓場水泳場野球場陸上競技場	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>	団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館（主競技場、第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアール場、体育室及び会議室兼軽運動室）洋弓場水泳場野球場陸上競技場	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であ</p>

改正後				改正前			
		庭球場	構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体			庭球場	構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体
	世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場 球技場 野球場 少年野球場	区民等の団体		世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場 球技場 野球場 少年野球場	区民等の団体
個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館（第1武道場（畳）、第2武道場（床）	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館（第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアール場、体	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正後				改正前				
			、弓道場、エアリアル場、体育室及び会議室兼軽運動室) 洋弓場 水泳場 陸上競技場				育室及び会議室兼軽運動室) 洋弓場 水泳場 陸上競技場	
			体育館 (トレーニングルーム)	区内に住所を有する15歳以上の者 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。) (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)			体育館 (トレーニングルーム)	区内に住所を有する15歳以上の者 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。) (施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)
2 前項に定めるもののほか、第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができ				2 前項に定めるもののほか、第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができ				

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>3 陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等とする。</p> <p>(使用)</p> <p>第6条 総合運動場の施設又は附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</p> <p>3 区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。</p> <p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p> <p>第8条 使用者は、総合運動場に特別の設備をしたり、又は変更を加えてはならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき(規則で定める場合を除く。)</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除</p>	<p>る。</p> <p>3 陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等とする。</p> <p>(使用)</p> <p>第6条 総合運動場の施設又は附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</p> <p>3 区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。</p> <p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p> <p>第8条 使用者は、総合運動場に特別の設備をしたり、又は変更を加えてはならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき(規則で定める場合を除く。)</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除</p>

改正後	改正前
<p>活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p> <p>(使用の取消し等)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又は区長の指示に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他の都合により、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に生じた損害については、区長は、その責を負わない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 使用者は、使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。</p>	<p>活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p> <p>(使用の取消し等)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又は区長の指示に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他の都合により、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に生じた損害については、区長は、その責を負わない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 使用者は、使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 前条第1項の規定により使用を停止され、又は使用承認を取り消されたときもまた同様とする。</p>	<p>2 前条第1項の規定により使用を停止され、又は使用承認を取り消されたときもまた同様とする。</p>
<p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p>第12条 使用者は、使用に際し施設等に損害を生ぜしめた場合には、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第12条 使用者は、使用に際し施設等に損害を生ぜしめた場合には、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合運動場の管理を行わせるものとする。</p>	<p>第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合運動場の管理を行わせるものとする。</p>
<p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第14条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>	<p>第14条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>
<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>	<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>
<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合運動場の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>	<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合運動場の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>
<p>(1) スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。</p>	<p>(1) スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。</p>
<p>(2) 総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p>	<p>(2) 総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p>
<p>(3) 総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>	<p>(3) 総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>
<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、</p>	<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、</p>

改正後	改正前
<p>議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設等の使用の承認等に関する業務</p> <p>(2) 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合運動場の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第17条 指定管理者は、前条第2項の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(総合運動場の施設の利用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこ</p>	<p>議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設等の使用の承認等に関する業務</p> <p>(2) 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合運動場の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表2のとおりとする。</p> <p>3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第17条 指定管理者は、前条第2項の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(総合運動場の施設の利用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこ</p>

改正後	改正前
<p>れらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>3 指定管理者は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の利用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。</p>	<p>れらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>3 指定管理者は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の利用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。</p>

改正後	改正前
<p>区長が相当と認めた額</p> <p>4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の附帯設備の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1）区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>5 第2項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第18条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、総合運動場の公用開始の日〔昭和41年6月21日（昭和41年6月10日付世教委規則第8号）〕は、委員会が、別に定める。</p> <p>付 則（昭和42年3月25日条例第13号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年6月世教委規則第5号で、同42年7月9日から施行）</p> <p>付 則（昭和42年7月1日条例第31号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年9月世教委規則第7号で、同42年10月1日から施行）</p> <p>付 則（昭和42年9月20日条例第42号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年9月世教委規則第7号で、同42年10月1日から施行）</p> <p>付 則（昭和44年3月26日条例第13号）</p>	<p>区長が相当と認めた額</p> <p>4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の附帯設備の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1）区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>5 第2項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第18条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、総合運動場の公用開始の日〔昭和41年6月21日（昭和41年6月10日付世教委規則第8号）〕は、委員会が、別に定める。</p> <p>付 則（昭和42年3月25日条例第13号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年6月世教委規則第5号で、同42年7月9日から施行）</p> <p>付 則（昭和42年7月1日条例第31号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年9月世教委規則第7号で、同42年10月1日から施行）</p> <p>付 則（昭和42年9月20日条例第42号）</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年9月世教委規則第7号で、同42年10月1日から施行）</p> <p>付 則（昭和44年3月26日条例第13号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和44年5月世教委規則第3号で、同44年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和45年3月27日条例第11号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。</p> <p>付 則 (昭和46年3月10日条例第4号)</p> <p>この条例は、昭和46年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和48年3月31日条例第4号)</p> <p>1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の公用開始の日〔昭和48年8月1日(昭和48年8月1日付世教委規則第7号)〕は、委員会が別に定める。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和48年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和51年3月22日条例第23号)</p> <p>1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和51年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和52年6月24日条例第23号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和52年9月世教委規則第9号で、同52年9月10日から施行)</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第23号)</p> <p>この条例は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和56年12月1日条例第58号)</p> <p>この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和58年3月29日条例第16号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の球技場の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員</p>	<p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和44年5月世教委規則第3号で、同44年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和45年3月27日条例第11号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。</p> <p>付 則 (昭和46年3月10日条例第4号)</p> <p>この条例は、昭和46年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和48年3月31日条例第4号)</p> <p>1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の公用開始の日〔昭和48年8月1日(昭和48年8月1日付世教委規則第7号)〕は、委員会が別に定める。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和48年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和51年3月22日条例第23号)</p> <p>1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和51年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和52年6月24日条例第23号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和52年9月世教委規則第9号で、同52年9月10日から施行)</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第23号)</p> <p>この条例は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和56年12月1日条例第58号)</p> <p>この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和58年3月29日条例第16号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の球技場の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員</p>

改正後	改正前
<p>会が定める。（昭和58年8月1日＝昭和58年7月29日付世教委告示第3号）</p> <p>付 則（昭和61年3月29日条例第26号）</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成2年3月14日条例第25号）</p> <p>この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月15日条例第27号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成7年5月世教委規則第14号で、同7年7月21日から施行）ただし、別表2の改正規定（世田谷区立大蔵運動場水泳場に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。</p> <p>2 世田谷区立大蔵運動場水泳場の使用料については、この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日から世田谷区教育委員会が定める日（平成7年8月31日＝平成7年5月11日世教委告示第2号）までの間、免除するものとする。</p> <p>付 則（平成9年3月12日条例第36号）</p> <p>1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第3条の2の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格について適用する。</p> <p>3 この条例による改正後の第5条及び別表2の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成11年3月11日条例第21号）</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p>	<p>会が定める。（昭和58年8月1日＝昭和58年7月29日付世教委告示第3号）</p> <p>付 則（昭和61年3月29日条例第26号）</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成2年3月14日条例第25号）</p> <p>この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月15日条例第27号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成7年5月世教委規則第14号で、同7年7月21日から施行）ただし、別表2の改正規定（世田谷区立大蔵運動場水泳場に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。</p> <p>2 世田谷区立大蔵運動場水泳場の使用料については、この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日から世田谷区教育委員会が定める日（平成7年8月31日＝平成7年5月11日世教委告示第2号）までの間、免除するものとする。</p> <p>付 則（平成9年3月12日条例第36号）</p> <p>1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第3条の2の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格について適用する。</p> <p>3 この条例による改正後の第5条及び別表2の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成11年3月11日条例第21号）</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成13年3月13日条例第42号） この条例は、平成13年5月1日から施行する。ただし、世田谷区立二子玉川緑地運動場の少年サッカー場の公用開始の日、世田谷区教育委員会が別に定める。（平成13年7月1日＝平成13年5月1日付世教委告示第1号）</p>	<p>附 則（平成13年3月13日条例第42号） この条例は、平成13年5月1日から施行する。ただし、世田谷区立二子玉川緑地運動場の少年サッカー場の公用開始の日、世田谷区教育委員会が別に定める。（平成13年7月1日＝平成13年5月1日付世教委告示第1号）</p>
<p>附 則（平成15年3月13日条例第35号） 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成15年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に平成15年10月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立総合運動場の施設又は附帯設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。 4 この条例による改正前の第5条第2項及び別表2の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月1日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。 5 この条例による改正後の第9条第2項第2号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「施設等の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は施設等の利用に係る料金」とする。</p>	<p>附 則（平成15年3月13日条例第35号） 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成15年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に平成15年10月1日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立総合運動場の施設又は附帯設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。 4 この条例による改正前の第5条第2項及び別表2の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月1日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。 5 この条例による改正後の第9条第2項第2号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「施設等の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は施設等の利用に係る料金」とする。</p>
<p>附 則（平成16年3月12日条例第27号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成17年6月21日条例第43号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成16年3月12日条例第27号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成17年6月21日条例第43号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により管理を委託している世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）第14条第4項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該総合運動場に係る指定管理者（新条例第5条第1項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた総合運動場について指定管理者を指定しようとする場合において、当該総合運動場の管理を受託している者から新条例第14条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該総合運動場の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該総合運動場の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>4 旧条例第15条第1項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第17条第1項の規定に基づき発行された回数券とみなす。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第47号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立大蔵運動場の体育館（体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルームに限る。）の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則（平成18年10月3日条例第69号） この条例は、平成19年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第72号）</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により管理を委託している世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）第14条第4項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該総合運動場に係る指定管理者（新条例第5条第1項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた総合運動場について指定管理者を指定しようとする場合において、当該総合運動場の管理を受託している者から新条例第14条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該総合運動場の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該総合運動場の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>4 旧条例第15条第1項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第17条第1項の規定に基づき発行された回数券とみなす。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第47号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立大蔵運動場の体育館（体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルームに限る。）の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則（平成18年10月3日条例第69号） この条例は、平成19年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第72号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第2号抄） （施行期日）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第2号抄） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成20年12月9日条例第68号）</p>	<p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成20年12月9日条例第68号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第65号）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第65号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第17条第5項及び別表2の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成27年12月7日条例第63号）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第17条第5項及び別表2の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成27年12月7日条例第63号）</p>
<p>1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>

改正後	改正前								
<p>2 この条例の施行前に世田谷区立大蔵運動場の駐車場（以下「運動場駐車場」という。）に相当する世田谷区立大蔵運動公園駐車場（以下「公園駐車場」という。）に関し、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第68号）による改正前の世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、運動場駐車場に関し、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 新条例別表2の1の部駐車場の款の規定は、施行日以後に納付される公園駐車場及び運動場駐車場の使用に係る料金について適用する。</p> <p>附 則（平成28年9月29日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月6日条例第20号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>2 この条例の施行前に世田谷区立大蔵運動場の駐車場（以下「運動場駐車場」という。）に相当する世田谷区立大蔵運動公園駐車場（以下「公園駐車場」という。）に関し、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第68号）による改正前の世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、運動場駐車場に関し、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 新条例別表2の1の部駐車場の款の規定は、施行日以後に納付される公園駐車場及び運動場駐車場の使用に係る料金について適用する。</p> <p>附 則（平成28年9月29日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月6日条例第20号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>								
<p>別表第1（第2条）</p>	<p>別表1（第2条）</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		
名称	位置								
名称	位置								

改正後	
世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号
同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先

改正前	
世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号
同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先

別表第 2 (第16条関係)

1 世田谷区立大蔵運動場

体育館・洋弓場 (団体)

区分	単位時間等及び利用料金			
	規則で定める単位時間		全日	
	1 時間につき		午前 9 時から午後 9 時まで	
	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
	種別			
主競技場	5,720円	6,850円	58,990円	70,760円
体育館 第 1 武道場 (昼)	720円	810円	7,020円	8,330円

別表 2 (第16条関係)

1 世田谷区立大蔵運動場

体育館 (トレーニンググループを除く。)・洋弓場

区分	<u>団体</u>				個人	
	単位時間等及び利用料金				単位時間	利用料金 (1人)
	規則で定める単位時間		全日			
	1 時間につき		午前 9 時から午後 9 時まで			
	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
種別						
主競技場	5,040円	6,040円	51,980円	62,350円		
体育館 第 1 武道場 (昼)	640円	720円	6,190円	7,340円	1 時間以内	280円 330円

改正後					改正前							
第2 武道場 (床)	<u>720円</u>	<u>810円</u>	<u>7,020円</u>	<u>8,330円</u>	第2 武道場 (床)	<u>640円</u>	<u>720円</u>	<u>6,190円</u>	<u>7,340円</u>			
弓道場	<u>720円</u>	<u>810円</u>	<u>7,020円</u>	<u>8,330円</u>	弓道場	<u>640円</u>	<u>720円</u>	<u>6,190円</u>	<u>7,340円</u>			
エア ーラ イフ ル場	<u>890円</u>	<u>1,050円</u>	<u>8,810円</u>	<u>10,450円</u>	エア ーラ イフ ル場	<u>790円</u>	<u>930円</u>	<u>7,770円</u>	<u>9,210円</u>			
体育 室	<u>720円</u>	<u>810円</u>	<u>7,020円</u>	<u>8,330円</u>	体育 室	<u>640円</u>	<u>720円</u>	<u>6,190円</u>	<u>7,340円</u>			
会議 室兼 軽運 動室	<u>560円</u>	<u>640円</u>	<u>5,390円</u>	<u>6,360円</u>	会議 室兼 軽運 動室	<u>500円</u>	<u>570円</u>	<u>4,750円</u>	<u>5,610円</u>			
洋弓場	<u>890円</u>	<u>1,050円</u>	<u>8,810円</u>	<u>10,450円</u>	洋弓場	<u>790円</u>	<u>930円</u>	<u>7,770円</u>	<u>9,210円</u>	1時 間以 内	<u>280円</u>	<u>330円</u>

体育館・洋弓場 (個人)

体育館 (トレーニングルームに限る。)

区分	利用料金	
種別	単位時間	
		<u>平日</u> <u>日曜日、土曜日及び休日</u>

区分	個人	
種別	単位時間	利用料金

改正後										改正前				
			大人	高齢者 (65歳以上)	子ども (18歳以下)	障害者	大人	高齢者 (65歳以上)	子ども (18歳以下)	障害者				
体育館	第1 武道場 (畳)	1 時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	第2 武道場 (床)		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	弓道場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	エア ーラ イフ ル場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	体育室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	会議室兼 軽運動室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	トレ	2	590円	180円	180円	180円	590円	180円	180円	180円	体育	トレーニング	2時間以	高齢者 (65歳以上)

改正後										改正前					
	一ニ ング ルー ム	時間 以内									館	ーム	内	障害者	<u>150円</u>
		1 時 間 以 内	<u>290円</u>	<u>90円</u>	<u>90円</u>	<u>90円</u>	<u>290円</u>	<u>90円</u>	<u>90円</u>	<u>90円</u>				上記以外の者	<u>520円</u>
洋弓場		1 時 間 以 内	<u>310円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>370円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>			1時間以 内	高齢者（65歳以上）	<u>80円</u>
														障害者	<u>80円</u>
														上記以外の者	<u>260円</u>

水泳場

区分 種別	団体		個人		
	単位時 間	利用料金	単位時間	利用料金	
水泳場	1コー ス2時 間以内	50メートルプ ールにあって は <u>10,620円</u> 、 25メートルプ ールにあって は <u>7,080円</u>	6月から9 月までの間 にあつては	大人	<u>590円</u>
			2時間以 内、10月か ら5月まで の間にあつ ては1回	高齢者 (65歳以 上)	<u>180円</u>
				子ども (18歳以 下(幼児 を除 く。))	<u>180円</u>
				幼児	無料

水泳場

区分 種別	団体		個人		
	単位時 間	利用料金	単位時間	利用料金	
水泳場	1コー ス2時 間以内	50メートルプ ールにあって は <u>9,360円</u> 、 25メートルプ ールにあって は <u>6,240円</u>	6月から9 月までの間 にあつては	大人	<u>520円</u>
			2時間以 内、10月か ら5月まで の間にあつ ては1回	高齢者 (65歳以 上)	<u>150円</u>
				小人 (小・中 学生)	<u>150円</u>
				幼児	無料

改正後					改正前					
				障害者	<u>180円</u>				障害者	<u>150円</u>
				障害者 (<u>18歳以下に限る。</u>)	無料				障害者 (<u>小・中学生に限る。</u>)	無料
				障害者の 介護者 (区長が 定める人 数に限 る。)	無料				障害者の 介護者 (区長が 定める人 数に限 る。)	無料
			1時間以内	大人	<u>290円</u>			1時間以内	大人	<u>260円</u>
				高齢者 (65歳以上)	<u>90円</u>				高齢者 (65歳以上)	<u>80円</u>
				<u>子ども</u> (<u>18歳以下(幼児を除く。)</u>)	<u>90円</u>				<u>小人</u> (<u>小・中学生</u>)	<u>80円</u>
				幼児	無料				幼児	無料
				障害者	<u>90円</u>				障害者	<u>80円</u>
				障害者 (<u>18歳以下に限る。</u>)	無料				障害者 (<u>小・中学生に限る。</u>)	無料
				障害者の 介護者	無料				障害者の 介護者	無料

改正後							改正前									
				(区長が定める人数に限る。)							(区長が定める人数に限る。)					
庭球場・野球場							庭球場・野球場									
種別	区分		団体				種別	区分		団体						
			単位時間等及び利用料金							単位時間等及び利用料金						
			規則で定める単位時間							規則で定める単位時間						
			1面1時間につき							1面1時間につき						
			平日	日曜日、土曜日及び休日						平日	日曜日、土曜日及び休日					
庭球場				<u>1,540円</u>		<u>1,840円</u>		庭球場				<u>1,440円</u>		<u>1,720円</u>		
野球場				<u>2,280円</u>		<u>2,680円</u>		野球場				<u>2,010円</u>		<u>2,370円</u>		
陸上競技場							陸上競技場									
区分		団体			個人				区分		団体			個人		
		単位時間等及び利用料金			単位時間等及び利用料金						単位時間等及び利用料金			単位時間等及び利用料金		
		規則で定める単位時間	全日		規則で定める単位時間						規則で定める単位時間	全日		規則で定める単位時間		
		1時間につき	午前9時から午後5時まで		1時間につき						1時間につき	午前9時から午後5時まで		1時間につき		
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	<u>使用者</u>		平日	日曜日、土曜日及び休日		種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日

改正後							改正前								
陸上競技場	6,440円	7,670円	44,120円	52,940円	大人	150円	180円	陸上競技場	5,680円	6,760円	38,880円	46,650円	140円	160円	
					高齢者 (65歳以上)	50円	60円								
					子ども (18歳以下)	50円	60円								
					障害者	50円	60円								
附帯設備							附帯設備								
種別		区分		団体		利用料金		種別		区分		団体		利用料金	
夜間照明	庭球場	1面1時間につき				930円		夜間照明	庭球場	1面1時間につき				820円	
	野球場	1面1時間につき				3,740円			野球場	1面1時間につき				3,300円	
	陸上競技場	1時間につき				2,800円			陸上競技場	1時間につき				2,470円	
電子計測器	陸上競技場	1式1回				3,400円		電子計測器	陸上競技場	1式1回				3,000円	
駐車場							駐車場								
単位時間						利用料金		単位時間						利用料金	
自動車1台		20分以内				100円		自動車1台		30分以内				100円	
備考							備考								
1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。							1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。								
2 トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合におい							2 トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合におい								

改正後		改正前	
<p>て、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>150円</u>、高齢者（<u>65歳以上の者をいう。</u>）、子ども（<u>18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。</u>）及び障害者（<u>18歳以下の者</u>を除く。）にあつては<u>50円</u>を徴収する。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を徴収する場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>5 主競技場の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>7 第6条第3項の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利用料金の8割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 世田谷区立二子玉川緑地運動場 サッカー場等</p>		<p>て、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>130円</u>、高齢者、<u>小人</u>及び障害者（<u>小・中学生</u>を除く。）にあつては<u>40円</u>を徴収する。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を徴収する場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>5 主競技場の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>7 第6条第3項の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利用料金の8割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 世田谷区立二子玉川緑地運動場 サッカー場等</p>	
区分	団体	区分	団体
	単位時間等及び利用料金		単位時間等及び利用料金
	規則で定める単位時間		規則で定める単位時間
	1面1時間につき		1面1時間につき

改正後			改正前		
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	種別	平日	日曜日、土曜日及び休日
サッカー場	<u>1,050円</u>	<u>1,230円</u>	サッカー場	<u>930円</u>	<u>1,090円</u>
少年サッカー場	<u>1,050円</u>	<u>1,230円</u>	少年サッカー場	<u>930円</u>	<u>1,090円</u>
球技場	<u>1,050円</u>	<u>1,230円</u>	球技場	<u>930円</u>	<u>1,090円</u>
野球場	<u>1,050円</u>	<u>1,230円</u>	野球場	<u>930円</u>	<u>1,090円</u>
少年野球場	<u>1,050円</u>	<u>1,230円</u>	少年野球場	<u>930円</u>	<u>1,090円</u>
駐車場			駐車場		
単位時間	利用料金		単位時間	利用料金	
	平日	日曜日、土曜日及び休日		平日	日曜日、土曜日及び休日
自動車1台 <u>20分以内</u>	無料	100円	自動車1台 <u>30分以内</u>	無料	100円
備考			備考		
1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。			1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。		
2 使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。			2 使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。		
3 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の2倍の額とする。			3 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の2倍の額とする。		
4 施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。			4 施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。		
5 小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。			5 小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。		